

# 告示

## 埼玉県告示第千百六十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

道路の種類	路線名	区間
県道	根岸本町線	埼玉県川口市本町三丁目二四番一 地先から 埼玉県川口市本町三丁目四九番一 地先まで